

はじめに

当審議会が、杉並区長から、「杉並区における子どもの権利に関する条例制定を見据えた、子どもの権利擁護の考え方や区・地域団体・事業者等の役割、相談支援の仕組みなど本区における子どもの権利擁護をより一層推進するために必要な方策について」という長いタイトルの諮問を受けたのは、令和5（2023）年8月28日のことです。

すでに、現在、東京都では、令和4（2022）年4月1日に「東京都こども基本条例」が、国では、令和5（2023）年4月1日に「こども基本法」が、子どもの権利条約の精神にのっとりものとして制定され、施行されています。また、都内の区市町村でも子どもの権利条例が作られてきており、その意味では、法律や条例を整えて、「こどもまんなか社会」を作っていこうという気運が高まっているといえます。

「こどもまんなか社会」は、翻訳して言うと、「子どもを権利の主体と捉え、その権利を、子ども施策を通じて保障する社会」です。当審議会では、こうして作られる杉並区を、「子どもにやさしい杉並」としました。想像してみてください。子どもに優しい杉並とはどんな杉並でしょうか。杉並区は、ゆう杉並など、子どもの意見を大切にしてきた区です。こうした取組みが点から面へ広がっていくことが期待されています。

ここに、区からの諮問に対して答申を提出することになりますが、この間、部会を含め10回にわたる審議では、それぞれの委員が得意とするところの意見を、互いに聞きながら議論を重ねてきました。また、当審議会で審議していることを、子どもワークショップを通じて子どもたちにも聴いてもらい、意見も沢山もらいました。また、それぞれの委員が子どもの意見を集めたりもしました。この答申はその集大成です。

子どもの権利は、まだまだ共通理解を得られているとはいいがたく、「子どもの権利とは何か」から広く伝えていく必要があります。そして、区が行っている子ども施策を、本答申が提案するように、条例で仕組みを整えて、子どもの権利にふさわしい形で実施していく必要があります。子どもの思い、考え、意見が真剣に受け止められ、それが活かされて実現される「子どもにやさしい杉並」。その実現のために、本答申が役立てられることを期待します。

令和6（2024）年7月5日

杉並区子どもの権利擁護に関する審議会
会長 野村 武司